

I かながわ農業活性化指針について

1 位置付け

県では、神奈川県都市農業推進条例（以下「条例」という。）において、都市農業¹の持続的な発展に努めることとしており、条例に基づき「かながわ農業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図っており、都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく地方計画として位置付けています。

また、県政運営の総合的・基本的指針を示す「総合計画（かながわグランドデザイン）」における政策分野「産業・労働」の個別計画として、総合計画を補完するものとなっています。

■神奈川県都市農業推進条例（平成 18 年 4 月施行、令和元年 12 月 24 日改正）

目的

都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、食料等の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮を図り、もって現在及び将来の県民の健康で豊かな生活の確保に寄与すること

基本理念

- 1 新鮮で安全・安心な食料等の安定供給と地産地消の推進
- 2 多様な担い手による農業資源の維持・確保と農業の発展
- 3 市街地及びその周辺にある農地の保全
- 4 農業の有する多面的機能の発揮と循環型社会への貢献

基本的施策

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 1 安全・安心な食料等の供給の推進 | 9 市街地及びその周辺にある農地の保全の推進 |
| 2 地産地消の推進 | 10 地域の農業を生かした県民と農業者との交流の推進 |
| 3 農業経営の安定化の推進 | 11 未利用資源の有効活用の促進を通じた農業の生産性向上の推進 |
| 4 農業経営の高度化並びに農業者及び農業関係団体の情報交換の促進 | 12 環境に調和する農業生産の推進 |
| 5 食と農に対する県民の理解の促進 | 13 その他都市農業の持続的な発展のために必要な施策の推進 |
| 6 農業の多様な担い手の育成及び確保の推進 | |
| 7 農業の生産基盤の確保及び整備の推進 | |
| 8 農地の有効利用の促進 | |

■指針の改定等について

条例では、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を指針において定めることとされています。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 平成 18 年 6 月 | 平成 17 年 3 月に策定した指針を条例に基づく指針として位置付け |
| 平成 24 年 3 月 | 指針を改定 |
| 平成 29 年 3 月 | 指針を改定 |

¹ 神奈川県都市農業推進条例において、「都市に生活する県民に対し、新鮮で安全・安心な食料等を供給し、及び農業の有する多面的機能を提供する役割を担う神奈川県全域で営まれる農業」を都市農業としている。

2 改定の趣旨

条例では、「定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない」とされており、前回は2017（平成29）年3月に指針を改定しました。

その後、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」や、「みどりの食料システム戦略」の策定、経済連携協定の発効、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内経済への影響、スマート技術の実用化など、農業を取り巻く環境が大きく変化したことから、これらに対応するため指針を改定しました。

3 目標年度

指針では、2032（令和14）年度を目標とします。

4 推進体制

地域の創意工夫が存分に発揮できるよう、農業者の主体的な取組を基本に、市町村をはじめ農業団体や他産業関係者、県民等が、それぞれの役割を担いつつ、相互に連携して取組を推進します。